

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>川越市保健医療審議会条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>保健医療に関する施策を総合的に審議するため、川越市保健医療審議会</u> (以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 <u>審議会</u>は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委 嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>審議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第5条 <u>審議会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。</p> <p>4 <u>審議会</u>は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができ る。</p> <p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第6条 <u>審議会</u>は、必要があるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2～6 略</p> <p style="text-align: center;">(専門委員)</p> <p>第7条 <u>審議会</u>は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に 専門委員を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>川越市医療問題協議会条例</u></p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>地域医療及び保健衛生に関する諸問題について協議するため、川越市医 療問題協議会</u> (以下「<u>協議会</u>」という。)を置く。</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 <u>協議会</u>は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委 嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>協議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>協議会</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p> <p>第5条 <u>協議会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>協議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>協議会</u>の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。</p> <p>4 <u>協議会</u>は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができ る。</p> <p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第6条 <u>協議会</u>は、必要があるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2～6 略</p> <p style="text-align: center;">(専門委員)</p> <p>第7条 <u>協議会</u>は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に 専門委員を置くことができる。</p>

2及び3 略

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健医療部保健医療推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

2及び3 略

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健医療部保健医療推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。